

「佐賀の未来を創る 1000 人の会」会則

(名称)

第1条 この会は、「佐賀の未来を創る 1000 人の会」と称する。

(目的)

第2条 この会は、あらゆる人たちが主体的に地域の未来を担い合うために、必要な資源（人、モノ、お金、情報など）を循環させる仕組みを作り、地域で支え合う社会の実現に寄与することを目指して活動している公益財団法人佐賀未来創造基金（以下、「本法人」という。）の事務局体制を整備・強化するためのものである。

(会員)

第3条 この会の会員は、定款 57 条における賛助会員とし、次の3種類とする。

- (1) 個人会員 (2) 法人（団体）会員 (3) マンスリー会員

(入会)

第4条 この会への入会は、別に定める入会申込書に会費を添えて申し込むものとする。

(会費)

第5条 会費は次のとおりとする。

- (1) 個人会員 1口 5,000 円/年
(2) 法人（団体）会員 1口 20,000 円/年
(3) マンスリー会員 1口 1,000 円/月

(会員に対する活動報告など)

第6条 本法人は、会員に対して次のことを行う。

- (1) 本法人の年間事業報告の送付
(2) 本法人が実施する研修会等のイベントの案内など情報の提供

(退会)

第7条 会員は、退会届を提出し、任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 会員が死亡したとき
(2) 会費を1年以上納入しないとき

(会費の活用)

第8条 第5条の会費は、本法人の事務局体制の整備・強化のために用いる。

(その他)

第9条 この会則に定めのない事項については、本法人の理事長が別に定める。

附則

- 1 この会則は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。
- 1 この会則は、平成 29 年 3 月 24 日から実施する。
- 1 この会則は、平成 30 年 6 月 20 日から実施する。